

第176回統計委員会・第24回企画部会（合同開催） 議事録

1 日 時 令和4年4月20日（水）15:40～18:10

2 場 所 Web会議

3 出席者

【委員】

椿 広計（委員長）、津谷 典子（委員長代理）、伊藤 恵子、川崎 茂、清原 慶子、
佐藤 香、白塚 重典、菅 幹雄、樫 浩一、福田 慎一、松村 圭一、村上 由美子

【臨時委員】

篠 恭彦、清水 千弘、宮川 幸三、山澤 成康

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、総務省統計局長、財務省大臣官房総合政策課企業
統計分析官、経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長、国土交通省大臣官
房政策立案総括審議官

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、日本銀行調
査統計局参事役、東京都総務局統計部調整課課長代理

【事務局（総務省）】

明渡大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、小山次長、上田次長

政策統括官（統計制度担当）：吉開政策統括官、佐藤統計企画管理官

4 議 事

- （1）諮問第162号「建築着工統計調査の変更について」
- （2）部会の審議状況について
- （3）公的統計品質向上のための特別検討チームの審議状況について（報告）
- （4）教育の質の変化を反映した価格の把握手法に関する研究について

5 議事録

○椿委員長 それでは、定刻となっておりますので、ただ今から第176回統計委員会と第24回企画部会を合同開催いたします。本日は秋池委員が御欠席です。昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略させていただきます。

本日は、議事次第のとおり、諮問、部会報告、公的統計品質向上のための特別検討チームの審議状況などについて説明があります。本日はこのような議事とさせていただきます。

○萩野総務省統計委員会担当室長 本日、事務局にてウェブ画面上に資料を投影いたしま

す。つきましては、御発言の際に必ず資料名、ページ番号を冒頭にお示しいただくようお願いいたします。また、質問される方、御回答される方、冒頭に御自身のお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

○**樫委員長** それでは、議事に入ります。諮問第162号、建築着工統計調査の変更について、まず、総務省政策統括官室から、次に国土交通省から順次御説明をお願いいたします。

○**中村総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 総務省政策統括官室でございます。資料1-1、諮問第162号の概要（建築着工統計調査の変更）に基づきまして、今回の諮問の概要を説明いたします。

1 ページ目をおめくりください。まず今回の諮問は、先月3月28日の統計委員会におきまして、国土交通省から、建築工事費調査について、調査計画に沿った時期に調査票の配布ができていないという報告があったものであり、今般、調査票の提出期限について正式に変更申請がございましたので、諮問させていただくものです。

「建築着工統計調査の概要」における「調査の概要」の上から二つ目、「調査事項」に①から③とございまして、今回、③の建築工事費調査について変更するものでございます。調査対象建築物数について、建築工事費調査は約1万、無作為抽出となつてございます。そこに緑色の矢印を引いてございまして、令和3年分の調査対象につきましては、対象建築物の抽出の一部に旧補正調査、これは建築工事費調査の前身となる調査でございしますが、こちらの抽出方法を用いているため、約8,200とございます。つまり、令和3年分は、旧補正調査から建築工事費調査の移行期に当たるといふことで、結果として約8,200になってございます。移行期において旧補正調査の抽出と建築工事費調査の抽出の両方を行うことについては、既に過去の部会で説明されております。

それから、「調査方法」でございしますが、③の建築工事費調査は原則オンラインで調査を行い、報告者から特に希望があった場合には郵送も行うこととしております。この報告者でございしますが、建築物の工事施工者となつておりまして、これは工事を実際に行った方でございます。先ほど、調査対象建築物数というのがございましたが、この調査の対象は建築物となつておりまして、この建築物についての報告を実際に行うのが、工事施工者です。今回、調査の遅れがあることから、大手の場合ですと、一時期にかなり多くの調査票が届く可能性もあるといふことでございます。

一番下の「調査周期、公表」について、調査の周期は1年、ただし報告は毎月、調査年の翌年9月末に公表となっております。建築工事費調査は令和3年1月からの調査であるため、初回の公表は令和4年9月末でございます。

2 ページ目の「建築着工統計調査の体系」につきましては、先月の統計委員会で国土交通省から説明があったとおりでございますが、私から簡単に紹介しますと、①の建築物着工統計調査は月次の全数調査でございまして、全国の建築物の着工の状況、建築物の数、床面積の合計、工事費の予定額等につきまして、建築工事届を基にこれらを把握し、毎月公表を行っているものでございます。ただ、これは着工ベースの情報でございますので、実際完成したときにどうなっているかは別途調べる必要があるため、③の建築工事費調査が令和3年1月分から開始されています。建築工事費調査は、着工時と完成時の間の、床

面積や工事実施額等の乖離の状況を把握する標本調査でございます。令和2年の計画見直しで、補正調査から建築工事費調査への変更がなされ、従前、都道府県経由で行っていたものが国直轄となり、調査対象数を約5,000サンプルから1万サンプルに増加させることになりました。

3ページ目は、「過去の指摘事項（前回諮問までの経緯）」でございます。平成30年の「公的統計の整備に関する基本的な計画」、いわゆる統計の基本計画の中で、建築着工統計の前身の補正調査について、標本設計の変更、調査名、目的の見直しといったところを検討し、その見直しによって精度の向上を図ることが計画に盛り込まれました。これについて統計委員会の中でもいろいろと審議をしていただきまして、平成30年3月に「平成28年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」が取りまとめられました。この中で、平成29年のときに示されている改善の方向性を実現できるようにということと、あとは2021年1月、令和3年1月に完成する建築物から、新しい標本設計に基づく調査を開始することが必要であるといったことが記載されてございます。

4ページ目の上に「承認までの経緯」とございますが、令和元年の12月に変更申請・諮問が行われ、令和2年1月の統計委員会の産業統計部会の部会審議、答申等を経て、令和2年2月に承認しております。

その下の表は、補正調査（旧調査）と建築工事費調査（新調査）の標本設計を対比したものでございまして、こちらも簡単に紹介いたします。

調査対象の建築物数については、先ほども紹介しましたとおり、約5,000から1万に変更されており、この1万という数字は、試験調査等の状況を踏まえて、調査対象の数を増加させたということです。サンプル調査で実際に調査票を配って、回収率がどのぐらいになるのか分からないこともあり、試験調査を行った結果、最終的に、補正調査の5,000サンプルを確保する必要があるということで、この数が設定された経緯がございます。

抽出の方法について、補正調査は層化二段の無作為抽出であり、まず1段目で市区を固定いたします。これはつまり、対象とする市区が決まっていて、それぞれの市区で抽出率を設定して建築物を抽出する形ですが、市区によって抽出率がかなり異なることもあって、誤差が結構大きいのではないかという話がございました。右側の建築工事費調査は層化無作為抽出であり、まず工事費の予定額が20億円以上のかかなり金額が大きい建築物については全数調査を行い、それ以外の建築物は全国統一的に抽出を行うということです。

推計の方法について、補正調査は単純集計で、工事費の予定額から実施額を推計するための補正率を推計するものでしたが、建築工事費調査は、工事の実施額を直接推計し、抽出率や回収状況等を加味した線形推定、比推定を行うことで、統計的に推定方法を見直して、しっかりとした結果を出す形に変更されています。

層化の基準について、補正調査は、都道府県別や建築物の構造で区分する形だったのですが、建築工事費調査では、工事費予定額階級で、金額ベースで区分し、それぞれ層に分けて抽出することといたしました。

標本配分の方法については、ネイマン配分として、工事費予定額を使って効率的な標本配分を行うことにより精度を向上させる新しい方法で行ってはどうかということで、総務

省として承認しております。

5 ページ目の調査実施フローにつきましては、後ほど国土交通省から説明がある資料の中にございますので、私からの説明では詳細を割愛させていただきますが、下の建築工事費調査（抽出調査）について、現在、①から③のフローまでは終わっており、さらに、④の建築工事届の写しから工事施工者情報を名簿に転記するところまではほぼできていて、あとは調査票の郵送、回収、集計、公表といった実査の部分が残っている状況と聞いてございます。

6 ページ目は、今回の調査計画の変更内容でございます。こちらは、先月の統計委員会でも国土交通省から報告されましたとおり、令和3年1月開始の建築工事費調査について、調査方法を都道府県経由から国直轄に変更したことに伴う作業の遅れ等から、調査票の配布が調査計画上の当初予定より遅れていることから、可及的速やかに調査票の配布を開始し、公表期日の9月末日に間に合うよう作業を行うため、下記のとおり調査計画を変更するという申請がございました。

具体的には、変更前の枠と変更後の枠がございまして、今回の遅れのリカバリーに関して言いますと、変更後の枠内※印の「ただし」と書いてあるところ、「令和3年1月分から令和4年4月分については、令和4年6月末日を提出期限とする」としたいということです。また、括弧書きの部分もございまして、まず上の方は、調査対象月の翌々月の13日というのが原則の提出期限ですけれども、括弧書きで、「調査対象月が着工予定期日の属する月から3か月以内の建築物については、調査対象月の4か月後の末日」と書いています。調査対象月とは、ある建築物が完成する予定の月であり、それが着工予定期日から3か月以内、つまり着工から完成までが非常に短い、工事期間が短い建築物について、調査対象月の4か月後の末日を提出期限にしたいということです。こちらは、実務的に工期が短いものについては、調査票を配布するタイミングがどうしても遅れてしまうので、それに合わせて、つまり、報告者の回答期間を十分確保するため、このような形の括弧書きで対処したいと聞いてございます。ただし書にも括弧書きがございしますが、同様の理由で、令和4年の3月又は4月については例外で、このような記載がされているということでございます。

最後の7 ページ目は、「想定される確認のポイント」です。今般の調査票の配布が遅れている状況については、先月の統計委員会でも樁委員長から発言がございましたとおり、まずはリカバリーに全力を挙げ、統計の利活用に支障が生じないようにすることが重要であることを踏まえ、以下の点について確認いただければと考えております。

ポイントとして6点ございます。1点目は、遅れの回復に向けた取組の進捗状況。これは、今どういった状況にあるのか。それから2点目は、調査の実施体制及び作業スケジュール。これは、今後どういった体制、スケジュールでやっていくのか。3点目は、調査票上で調査対象建築物を特定できない中で調査を円滑かつ正確に行うための方策。これは、建築工事費調査の調査票上では、具体的にどの建築物が対象となるのかという情報がない状況にございまして、その中でどうやってきちんと調査を行っていくのかということです。4点目は、工事施工者に対する調査実施に係る周知の方策、回収率向上への取組。これは、

今回、令和3年1月分以降のかなり多くの調査票が一時に届くこともございまして、しっかりとした周知、広報、回収率を上げていく、そのための取組をどうしていくのかということ。5点目は、9月末日の公表期日に仮に間に合わなかった場合、どういった影響が想定されるのか。最後の6点目のポイントは少し異なる論点として、先ほど少し触れました調査計画の変更における括弧書きの部分、工事期間が短い建築物について提出期限を延長する理由と背景、こちらについても国土交通省から説明いただいた上で、その内容を確認いただければと考えてございます。

総務省政策統括官室からは以上です。

○**樫委員長** 引き続き国土交通省、よろしく申し上げます。

○**高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官** 国土交通省政策立案総括審議官の高田でございます。まず、今回の建築工事費調査におきまして、調査票が調査計画に従って配布できなかったという問題につきまして、統計委員会の委員をはじめ、関係する皆様方に多大な御心配、御迷惑をおかけしておりますことに改めてお詫びを申し上げます。それでは、座って説明をさせていただきます。

資料1-3で説明をさせていただきたいと存じます。1ページをお願いいたします。この資料を用いまして、先ほど総務省から説明のございました想定される確認のポイントについて説明をしていきたいと思っております。まず、遅れの回復に向けた取組の進捗状況でございますが、こちら、建築工事費調査の調査フローの資料でございます。建築工事費調査は標本抽出した建築物を調査対象としておりまして、このフロー図の1にございますように、月次の建築物着工統計調査で得られた建築物の情報から抽出を行います。月次の建築物着工統計調査では、フロー図の上段にありますように、都道府県において、建築基準法第15条に基づき、建築主から提出される建築工事届の情報を建築物着工統計調査票に転記し、それを国に提出いただき、国において集計をしております。この際、建築物着工統計調査の調査票には、建築工事費調査の報告者である工事施工者の情報、氏名ですとか住所等までは記載をされておられません。工事施工者の情報を得るためには、改めて建築工事届に記載された情報を都道府県からいただく必要がございます。なお、建築工事届は紙媒体で提出、保存されることが多いと承知をしております。

そのため、フロー図の2、3にあるとおり、抽出した調査対象建築物について工事施工者の情報を入手するため、都道府県から建築工事届の写しをPDFで送付していただく必要がございます。フロー図の4にございますとおり、都道府県から提供のあった建築工事届の写しから、工事施工者の情報を調査対象者名簿に転記し、建築工事費調査の調査票を作成し、報告者の方々に郵送いたします。回答は原則オンラインでお願いをすることにしておりまして、オンライン回答用に対象建築物ごとのQRコードをお示しし、それぞれオンライン回答画面を用意するなど、回答しやすい仕組みとしているところでございます。

調査の実施に向けて、これまで令和2年2月の調査計画の変更以降、私どもとしましては、調査規則の改正や都道府県への通知の発出などの制度施行の準備を行うとともに、1番にございます抽出というところ、新しい標本の抽出方法に基づく抽出のシステム構築、あるいは、先ほど申し上げましたQRコードを読み取って回答するためのオンラインシス

テムの構築、さらに、都道府県から提供いただきました建築工事届の写しを基に調査対象者名簿の作成をするといった作業を行ってきたところでございます。

遅れております令和3年分につきましては、1年分をまとめて配布することになりますので、大規模の工事施工者の方々につきましては回答数が多くなるところでございますが、小規模の工事施工者の皆様につきましては、1件から数件程度の建築物について回答をいただくことになると想定しております。したがって、報告いただく方々の負担を可能な限り軽減できるよう、QRコード付きの調査票を郵送する際には工事施工者ごとに名寄せを行い、まとめて届くようにする予定でございます。

続きまして、2ページ目を御覧ください。今後の作業スケジュール案でございます。今後は、調査計画の変更などの必要な手続についてお認めいただくとともに、調査票の配布、回収などの委託契約を締結し、速やかに配布準備を進め、調査票の配布を行いたいと考えてございます。また、調査票配布と並行しまして、業界団体などを通じまして調査への協力依頼を行うとともに、回答件数が多い報告者の方々に対しましては個別に説明も行いたいと考えてございます。また、6月末の回答期限前には、はがきにて改めて協力をお願いや回答期限をお知らせする予定でございます。また、6月末の回答期限以降は、未提出の方々への回答提出のお願いを行うとともに、集計・推計作業に着手し、総務省及び統計の専門家の先生方とも相談しつつ、9月末の公表に向けて着実に作業を進めてまいりたいと考えてございます。

なお、建築工事費調査につきましては、通常2名で対応しているところでございますが、4月から他部局より課長補佐1名を追加しておりまして、統計部局内でも他の担当を相当数、建築工事費調査の応援に充てているところでございまして、取り組んでいるところでございます。なお、配布開始につきましては、先ほど申しましたように、委託事業者にアウトソーシングする予定でございます。

続きまして、3ページを御覧いただければと思います。調査票上で調査対象建築物を特定できない中で調査を円滑かつ正確に特定するための方策でございます。先ほども説明がございましたように、令和2年2月の調査計画変更の際に、建築工事費調査を実施等する際に対応すべき課題といたしまして、変更後の調査票の様式では、調査対象となる建築物を特定するための欄などが設けられておらず、誤報告の発生等が懸念されるため、調査票に調査対象の建築物が特定できる情報を明記するなど、円滑な調査の実施に向けた適切な措置を講じることを指摘していただいているところでございます。先ほど説明させていただいたように、回答は原則オンラインでお願いすることとしており、調査対象建築物ごとに、オンライン回答用のQRコード付きの調査依頼状を封筒に入れて送付いたしますが、複数の調査対象建築物について報告をお願いする場合には、調査対象建築物ごとに封筒を分けて送付するということ、それから、オンライン回答用のQRコードと、同封します調査対象建築物の特定に必要な建築工事届の写し、これは回答をいただく事業者の皆様、どの建築物について回答いただくかをお分かりいただくために、調査対象建築物の建築工事届の写しをお送りすることとしておりますが、建築工事届の写しとQRコードが対応関係にあるということで、混在をさせないように注意喚起のための書類を同封するという

ことを行うことで、調査対象建築物を特定できるように配慮する予定というところでございます。

続きまして、資料なしで2点説明させていただきたいと思います。まず、工事施工者に対する調査実施に係る周知方策及び回収率の向上への取組方策でございます。私ども、現在考えておりますのは、調査票の配布時には、調査票の配布が遅れてしまったお詫びと、令和3年1年間分の調査票をまとめて送っていることから、書類が紛れてしまわないように、取扱いの注意などを説明した紙などをお送りすること、それから、報告の対象となる建築物が多い事業者には、先ほども申し上げましたが、個別に丁寧に説明をする予定でございます。また、業界団体等へ調査の協力のお願いを依頼することを行いたいと考えてございます。

また、先ほどのスケジュール表の案にもございましたが、提出期限前には、未回答の事業者に対して、はがきで再度の調査への協力のお願いと回答期限について連絡をするとともに、提出期限の到来後には、未回答の方々に対しまして調査への協力をお願いすることを考えているところでございます。

もう1点、これも資料なしで恐縮でございますが、9月末日の公表期日に間に合わなかった場合に想定される影響でございますが、本調査につきましては、建設総合統計という統計におきまして、建築工事費調査の結果を補正率に利用しているところでございますが、令和3年分の結果を利用するのは令和6年度からとなる予定でございます。

続きまして、工事期間が短い建築物について調査票の提出期限を延長する理由、背景というところでございます。これにつきましては、資料の4ページを御覧いただければと思います。先ほどもございましたが、工事期間が短い建築物については、調査票の提出期限を延長する調査計画の変更をお願いしたいと考えてございますが、その理由についてペーパーにまとめたものでございます。建築工事費調査は、調査票の提出期限を工事完成月の翌々月13日に現在は設定をしているところでございます。調査フローについて説明した際にも申し上げましたが、都道府県から建築工事届の写しを頂く必要があるといった作業がございますので、調査票の配布を行うまでには一定の準備期間が必要となるということでございます。

4ページの図を御覧いただければと思いますけれども、この図は4月に工事が完成する建築物を例にしたものでございまして、4月に完成する建築の場合、現在の調査計画ですと、翌々月でございます6月13日が調査票の提出期限となります。この場合に一番上の欄、12月に着工する場合、あるいは1月に着工する建築物でございますと、4月までに調査対象建築物の抽出、あるいは当該建築物の建築工事届の写しについて都道府県から頂く、それから、建築工事届に記載された情報の調査対象者名簿への転記作業などの準備期間を確保することができます。

他方で、上から3番目ですが、2月に着工した場合、あるいは、その下の3月に着工した場合、4月に着工した場合といったことにつきましては、こうした必要な作業が間に合わず、報告者の回答期間を十分に確保できないという課題がございます。そのため、この点について今回見直しを行いたいと考えてございます。

次のページ、5ページを御覧いただければと思います。具体的には、着工予定の月から工事の完成の月までが3か月以内の建築物については調査票の提出期限を延長し、工事の完成の月から4か月後の末日を提出期限としたいと考えてございます。5ページの例で申し上げますと、着工予定の月が1月以前の建築物については従来どおり、6月13日を調査票の提出期限にいたしますが、2月以降の建築物については、工事の完成月から4か月後の8月末日を提出期限としたいと考えております。こうしたことによって、回答いただく方々の調査票をお送りしてから回答いただくまでの期間が確保できるものと考えているところでございます。

説明は以上となりますが、最後に繰り返しになりますが、国土交通省としましては、今後、早急にリカバリーを行いまして、令和3年分につきましては、当初予定どおり公表できるように早急に調査票の配布、その結果の集計等を進めてまいりたいと考えてございます。また、その際、事業者の負担に留意しながら、特に回答件数が多い事業者の皆様に対しては、個別に趣旨、内容等を説明し、御理解、御協力をいただけるよう丁寧に取り組んでまいりたいと考えております。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○樫委員長 御説明ありがとうございました。建築着工統計調査のうちの一つである建築工事費調査につきましては、既に3月28日の統計委員会において、国土交通省から調査計画に沿った時期に調査票の配布ができていない状況にあるとの報告を受けたところです。この現状につきまして大変遺憾であるということは、先般の委員会でも申し上げたとおりです。統計の利活用に支障を生じないように、まずは国土交通省において全力を挙げてリカバリーに取り組む必要があり、統計委員会としてもこのリカバリーが担保されるよう、しっかり対応していくことが重要であると考えております。今回の建築工事費調査の変更については、9月末の公表期日に向け可及的速やかな対応が必要であることを踏まえ、今後の対応につきましては、川崎部会長とも相談し、部会には付託せず、本委員会で直接議論いただき、結論を得たいと考えておりますが、委員の皆様方、そのような対応でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樫委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の総務省、国土交通省の説明について何か質問などあればと思いますが、最初に、産業統計部会長の川崎委員、御質問、コメント等あればよろしくお願い致します。

○川崎委員 御説明ありがとうございました。また、御指名いただきまして、ありがとうございます。私、令和2年1月に産業統計部会でこの案件、この変更について審議いたしました、そのときの部会長でしたので、その観点も踏まえまして、少し情報提供も含めて申し上げたいと思います。

実は、令和2年1月の答申案を取りまとめるに当たっての審議の中では、今回の建築工事費調査は大変良い設計になっているということで、私ども、大変期待しておりました。先ほど総務省政策統括官室からも説明がありましたが、従来の補正調査と言われたものから今回の建築工事費調査、資料1-1の4ページでお示しいただいているところ、この変更が大変良い設計になっておりまして、同じ標本の大きさであっても極めて精度が改善さ

れるということでした。かつ回答者が、従前の調査では建築主であったのですが、つまり建築を発注した人、その方であったのですが、今回の調査では施工業者で、要するに、施工に関してのコストなどの情報を全て持っている立場ですので、その方が回答もしやすいだろうということで、そういう意味でも非常に大きな改善を見込める変更をしていただいたと、これは高く評価して、その方向で妥当であると結論を出したことで大変期待をしておりました。

しかし、今回のお話の中で、これが非常に遅れていることで大変残念に思っておりますし、大変遺憾なことであると思っております。そういう意味で、振り返ってみますと、何が難しいのかなと考えてみますと、要は建物と建築施工業者を結び付けるところの情報が恐らく、なかなかうまくいかなかったということなのかなと思います。これまでの委員会の中でも、よく特別検討チームの報告として申しておりますが、3H、三つのH、「変化、初めて、久しぶり」、そういうときにエラーが起こりやすいということですが、まさにこれが起こってしまったことで、大変困ったことであると思っております。ただ、これは、いわゆる作業のミスとか以上に、私はやはり管理上の問題が非常に大きかったと思います。1年経ってもこれが見つからなくて、今頃になってこのようなことを是正するのは管理上の問題も非常に大きいので、これは国土交通省の担当だけではなく、管理者の方々にも猛省を促したいと思っております。

その上で、先ほど委員長もおっしゃられたように、何よりもリカバリーが大事ですので、そのためには、今回の調査票の提出期限の変更、これはやむを得ないものとして受け入れざるを得ないと思っております。ただ、これも前回、私も申し上げましたし、また、ほかの委員からも御発言がありました。拙速で対応することにより、更にまた問題を広げるようなことのないように、丁寧な検討をしていただく必要があるのだらうと思っております。その意味では、期限を延長されたから良かった、と受け止めるだけではなくて、これまでリカバリーの取組をされていたことを説明いただきましたが、それがきちんと誤りがなかったかを確認していただいたり、また、この後の手順も滞りなく抜かりなく行っていただきたいということをお願いしたいと思っております。

そのような観点から、私からは2点ほど簡単に質問させていただきたいと思うのですが、先ほど人員体制を強化されたということですが、もう少し具体的に、今何人でどういう体制で取り組まれるのか、どんな体制なのかを説明いただきたいということ。それから、これまでのところ、ある程度スケジュール的にはリカバリーして、今まさに調査を発注して始めることができる状況になっているという説明だったと思うのですが、ここに至るまでに情報を整理する、そして標本を抽出する作業が間違いなく行われていることを検算したりすることも必要かと思っております。特に今回は標本抽出の方法を変えましたし、そして、標本の配分もネイマン配分に変えておりますので、この辺りをよく分かる方が検査しておかないと、作業ミスが起こるかと思っております。そういう意味で、これまでの作業をどうやって検証されているか、お尋ねしたいと思っております。

したがって、今の人員体制はどうなっているか、それから、これまでの作業、どういった方々がどういった手順で検証されて今に至っているかについて説明いただけたらと思

ます。

以上です。

○**樫委員長** それでは、御質問に答えていただければと思います。

○**高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官** まず、御質問いただきましてありがとうございます。今、御質問いただきました体制の件でございますけれども、建築工事費調査につきましては、通常、課長補佐、係長の2名で対応しているところでございますけれども、4月からは他部局より課長補佐1名を追加し、対応しているところでございます。また、統計部局内でも他の担当、省令改正などの様々な作業がございます。また、今、発送作業の委託の契約に向けた作業などもございまして、このような作業が相当ございますので、相当数の人数、今、応援を充てているところございまして、このような作業に支障がないように努めているところでございます。逐一、作業状況などの確認も行っているところでございます。

○**川崎委員** それから、今回の標本抽出がきちんと数理的にも正しく行われていることの確認はどのようにしてやっておられますか。標本設計などに明るい方がちゃんと担当されているのでしょうか。

○**太田国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長** 回答させていただきます。その辺りは、以前、施工統計ですとか受注統計ですとか、基幹統計の抽出作業等をきちんと扱った経験のある職員で対応しているということでございますので、きちんと経験のある人間が、業者ともコミュニケーションを取りながら検査もしている状況でございます。

○**川崎委員** 分かりました。それでは、今のような体制も増強して、応援もやっておられるということですが、是非その体制を引き続いてやっていただきたいと思っておりますし、また、専門的なことが分かる方によく見ていただき、進めていただきたいと思っております。

ほかにもお尋ねしたいことがあります。ひとまず私からここまでとさせていただきます。あと、ほかの委員の方々からもいろいろ御質問、御意見等もあろうかと思っておりますので、私はひとまずここまでとさせていただきます。ありがとうございました。

○**樫委員長** 川崎委員、どうもありがとうございました。それでは、ほかの委員の方からも御質問あるいはコメントを頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、白塚委員、よろしくお願いたします。

○**白塚委員** ありがとうございます。この答申、リカバリーの部分と、リカバリーが済んだ後、その先、定常的にどのように進めていくか、そういう二つの視点があると思うのですけれども、取りあえずリカバリーのところだけ、いくつか確認したいところを先に質問させてもらいたいと思っております。取りあえずリカバリーしなくてはいけないところは、9月の公表を目指している2021年分ですよね。その理解は正しいですか。

○**樫委員長** 御回答いただければと思います。

○**高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官** 白塚委員がおっしゃるとおりでございます。

○**白塚委員** そのときに、2021年の1月から12月分を優先してやるという選択はないのですか。何で2022年4月までをまとめて一緒に送らないといけないのか、教えてください。

○高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 まず我々がリカバリーと申し上げておりますのは、令和3年分につきまして令和4年9月末までに公表するというスケジュールが決まっておりますので、これについて、とにかく公表が間に合うようにしたいと考えてございます。

一方で、令和4年1月分から4月分につきまして、既に調査票の発送が遅れているということございまして、こちらにつきまして名簿の作業などは進んでいるところございまして、今回、発送作業につきまして、調査事業者と委託契約を結び、発送するということをしていきたいと考えてございますが、これも通常の調査スケジュールに乗せていくためには、このようなところもやっていかなければいけないと考えてございまして、それから、集計結果の公表というところにつきましては、急ぐのはやはり9月公表分と考えてございますので、そういったところについては集計などもしっかり行き、進めていきたいと考えております。一方で、1月分から4月分につきまして既に少し遅れが発生しているということございまして、今回、提出期限の特例をお認めいただき、送付をしたいと考えているところでございます。

○白塚委員 リカバリーが必要な部分と来年の9月に公表する分とは区別した方が、リカバリーという意味では回答する方も分かりやすいし、そういう区別を考えた方が良いのではないかと思います。もしお話があったように進めるのであれば、5月分からはまた毎月送り続けることになるわけですね。そういう作業も並行して進めるという理解でよいでしょうか。

○高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 御指摘のとおりでございます。5月分以降につきましては、通常の提出期限に基づいた回答をお願いできるよう、調査票の発送を行います。

○白塚委員 その辺をもう少しメリハリを付けた方がよいのではないかと印象を受けました。ある種、緊急事態なわけなので、遅れているから1月から4月分も一緒にやらないといけないとか、そういう発想は、今の状況を伺っている限りでは適当ではないように思います。まず、去年の分をどうやって早く回収するのか考えるのを優先した方がよいのではないかなということを御検討いただいた方がよいと思います。それから、もう一つだけ質問すると、先ほど川崎委員から体制面の質問がありました。その関連で、本省での体制も大事ですけど、外注先とはどのように契約になっているのか、特に、このリカバリーのところの契約はどのようになるのかももう少し御説明ください。外注先との契約が、平時を想定した体制で、リカバリーのところを外注先で作業してもらうという想定で契約するのであれば、そこはそこでまた、それがオーバーフローしてしまうのではないかと懸念もあるのですが、その辺のところはどうなのでしょう。

それからもう1点だけ、9月の公表に間に合うように6月締切りということですけど、6月を過ぎて回答するところは必ず出てくると思うのですが、そういうことについてはどのように対応される方針なのか教えてください。建設工事の関係では、遅延の回答を後で別途また上乘せする処理をされていますから、そういうことが起きないように、遅れてくるものを前提に、どのように作業するのかがきちんと考えられているのかを明確にして欲

しいと思います。外注先と遅延の回答と二つ、よろしく申し上げます。

以上です。

○樫委員長 2点いただきました。よろしく申し上げます。

○高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 貴重な御指摘をいただきまして大変ありがとうございます。私ども、これから調査票の発送をさせていただく予定にしておりますが、実際の発送を行うに当たっては、作業、これから契約し、順々に行っていくことにどうしてもなりますので、その際には、まず令和3年分、1月から12月分につきまして、とにかくまずは優先して発送するというふうに作業を進めてまいりたいと。まず、この部分のリカバリーを急いでいきたいと。併せて、遅れている調査票につきましても、もちろん送っていききたいと思います。まずは令和3年分を優先して作業を進めていきたいと考えてございます。

また、事業者との契約につきましては、現在、契約に向けた手続を行っているところでございますが、事業者と今後契約が結ばれましたら、作業につきまして行っていきますけれども、その際でも、まず令和3年分の発送を優先するという事で作業スケジュールを考えて、今現在契約をしようとしているところでございます。そうしたことで、まずはその部分のリカバリーをとにかく行っていきたいと。

○白塚委員 リカバリーに必要な分の、外注先の体制が整備できるような契約をきちんと考えられているのかどうか、もう少し補足をお願いします。

○高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 それは、発注を行う際に、そういったところはしっかり行えることを条件に契約の公示などを行っているところでございまして、我々ももちろん事業者任せに放しにするのではなく、きちんと監督も行き、作業の確認をし、綿密に打合せもしながら進めていきたいと考えているところでございます。

それから、期限を過ぎて提出いただいたものにつきましては、提出期限後、推計作業を行いまして、公表資料を作り上げるまでの間、最大限、提出いただいたものは反映をしていきたいと思っております。今、画面に出ております資料におきましても、提出期限を過ぎた後、未回答の皆様方には回答提出のお願いをし、間に合うものにつきましては、もちろん反映をしていきたいということでございます。調査期限、あるいは推計作業に入るまでの間に多くの回答をいただけるように丁寧に対応を行ってまいりたいと考えております。

○白塚委員 9月の公表に間に合わなかった分は、その後、間に合わないという状況で来た回答については、今後どうされる予定なのですか。

○高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 それにつきましては、恐らく通常の統計と同じようなことで、提出期限に間に合わなかったものについては、残念ながら推計には反映できないことになろうと思っておりますが、可能な限り多くの回答をいただけるように努力してまいりたいと考えてございます。

○白塚委員 それは仕方がないから破棄するということですかね。なかったことになるということですか。

○高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 そうですね。どうしても反映できない。

○白塚委員 来年分に追加するとか、そういうことはしないですね。

○高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 それはございません。

○樫委員長 遅延調査票のうち、集計のスケジュールに間に合わないものは、残念ながら、今のような措置をされる。

○高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 はい。

○白塚委員 ありがとうございます。

○樫委員長 あと、確認しますが、進捗管理という意味では、外注の進捗管理もかなりきちんとやっていただくということの中で、今の契約も含めてということですね。

○高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 はい。

○樫委員長 ありがとうございます。

では、松村委員、よろしくお願ひします。

○松村委員 松村です。今日はいろいろと御説明いただき、どうもありがとうございます。今、白塚委員から、本省のキャパ、外注先のキャパというお話がありましたので、私からは、関係して報告者側のキャパの問題について質問させていただきます。今回、事業者への説明も含めて報告者側への配慮を行っていただけるということだと思ひます。先ほど、中小規模の事業者ですと大体1社当たり1件から3件ぐらい回答するというお話があったかと思ひますが、逆に大手の事業者は対象の1万物件のうち何%回答をすることになるのでしょうか。さらに、例えば1社で50件以上答える企業は、どの程度あるのかを教えていただければと思ひます。

○樫委員長 よろしくお願ひします。

○高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 現在、名寄せの作業の最終確認中のございまして、確たる数字を申し上げることはできないんですけれども、全体で八千数百ということのございしますので、そのうちの、例えば1,000とかが一つの事業者様に行くことはないと考えておりまして、多くても何百という、何百といひましても、恐らく100を超えるような事業者様はそれほど数は多くはないのではないかと考えているところのございします。今、その確たる数は申し上げられませんが、そういったことだと考えてございします。

○松村委員 大手の事業者でも1社で100件というのは結構な回答量だと思ひます。先ほど、本省もしくは外注先では、非常時対応として体制のキャパを上げていくというお話がありました、恐らく報告者の方は、このためにキャパを、すなわち人を増やすということはなかなかないと思ひます。ですから、御説明にもありましたが、丁寧な依頼と説明、あと配慮した対応を是非よろしくお願ひできればと思ひます。

以上です。

○樫委員長 よろしくお願ひします。基本的には国土交通省の説明の中には、協力依頼とか調査票記入の説明などは丁寧に行うということはしてありますけど、今のような大企業の場合、相当な負担であることも含めて、是非よろしくお願ひいたします。

引き続き、津谷委員から手が挙がっております。津谷委員、よろしくお願ひします。

○津谷委員 ありがとうございます。津谷でございします。2点ほど、意見も含めてお伺ひしたいと思ひます。

まず、令和3年丸々1年分の調査票の配布が遅れていることについて、そのリカバリー

を最優先事項として、迅速な対応につとめていただきたいと思います。さらに、令和4年の調査についても、4月分まで配布遅れがあるというお話ですが、そもそも何故こんなに調査票の配布が遅れたのでしょうか。以前の補正調査から今回の建築工事費調査への変更に伴っていろいろな変更があったため、作業量が急増したからということでしょうか。先ほど川崎委員から、調査票の配布遅れは別として、この新しい調査形態への変更は統計の質の向上が期待されるものであるというお話がありましたが、より良い統計データを迅速に収集することが求められています。そこで、遅れが発生した原因ですが、一番大きなものは、建築工事届がほぼ全て紙媒体であり、調査票に建築物の情報が記載されていないため、建築工事届に記されている建築物の情報と工事施行者の情報を紐付けるための情報が必要になり、時間と労力がかかったということかと思えます。

確か川崎委員からのご説明にあったと思いますが、今回の調査では、報告者が工事施工者変わったということですが、建築工事届は誰が提出するのでしょうか。建築工事届に実際に工事をする施工者の情報がなくても、届けが出されるのでしょうか。なぜお聞きするかというと、建築工事届に記載されている建築物について、実際に施工する業者を抽出し、それと建築物とのリンクをいかに正確かつ迅速に付けるかが、この問題の核になっているのではないかと思うからです。できれば建築工事届のシステムを全てデジタル化して、建築物と施行者のリンクを間違いなく効率よく行うようにすることが大変重要だと思います。これができていないために、すごく時間がかかってしまっているのではないのでしょうか。この調査は建築物単位の抽出調査であり、回答者は施工業者になりますが、業者を特定して建築物に紐付けるのに非常に時間がかかっているように思いますので、省力化して効率よく調査を実施するためのシステムの早急な構築が必要ではないかと思えます。意見とともに、建築統計については素人で詳細がよく分かりませんので、教えていただきたいというお願いが1点目です。

2点目は、先ほどから川崎委員や白塚委員がおっしゃっていることに関わっているのですが、今回、丸々1年以上の調査票配布の遅れが出たことのもう一つの理由に、やはりマンパワー不足があるのではないかなと感じました。ご説明によりますと、通常は2名、課長補佐1名、係長1名がこの調査を担当されていたけれども、今回、リカバリーを急がなくてはいけないということで、令和4年4月、つまり今月から課長補佐の方を1名追加されたということです。そして、ほかの作業にも、必要に応じて、プラスアルファでマンパワーが投入されているということかと思えます。先ほど椿委員長から、外注するにしても、国土交通省の担当者が調査の進捗管理をしないといけないのではないかというお話がありましたが、私もその通りだと思います。調査の実施にはいろいろな作業が必要になると思いますが、通常2名の担当に今回、課長補佐の方が1名加わり、そして、必要に応じてその他のマンパワーがプラスされるというのは、今後も続く措置なののでしょうか。それとも、リカバリーが終わったら、元のように通常の2名体制に戻るのでしょうか。

もちろん仕事においては、作業単位できちんと目配りをしていかないといけないと思います。諮問審議の結果、せつかく統計の質が向上するような変更を可能にするような答申がなされているわけですので、その趣旨を全うするよう頑張ってください。委託先の選定

を含め、外注先の業務の管理・監督をきちんと行うためには、国土交通省の中での体制が幹になると思いますので、どのようにこれから恒常的に人員を配置していく計画なのかについてお聞きしたいと同時に、やはり通常2名体制というのは無理があるのではないかと思います。調査の担当部署が疲弊してはいけませんので。繰り返しになりますが、通常の2名に今回プラス1名で計3名体制ということですが、今後長期的にはどうなっていくのでしょうか。個人的な意見ですが、たとえ3名体制でも、マンパワーとして十分ではないのではないかと思います。人事に関することですので軽々しくは言えないと思いますが、この体制は臨時措置なのかどうなのか。そして、これから先のより恒久的な対応の見込みについて、可能であれば教えていただきたいというのが2点目です。

○**椿委員長** 津谷委員、今、ちょっと声が途切れてしまいました。申し訳ありません。場合によってはチャットで、津谷委員の声が途切れているということを御報告いただけるといいんですが。

○**津谷委員** 私の声が途切れておりましたのでしょうか。

○**椿委員長** 今、1分少々途切れておりました。今回の人員配置、議事録に残してほしいとかそういう話は聞こえておりました。

○**津谷委員** 分かりました。最後の部分を繰り返します。調査の担当部署の人員の体制についてですが、通常の2名に加えて、今回1名の増員で計3名体制になったことと理解していますが、今後より恒久的な人員体制はどうなっていくのでしょうかというご質問です。以前の2名が増員されて3名になっても、まだマンパワーとしては十分ではないのではないかと思います。人事に係ることですので軽々には言えないと思いますが、現在の体制は臨時措置なのかどうなのか、そして今後どうなっていくのかについて、もし御存じでしたらお教えいただきたいというのが2点目です。聞こえましたでしょうか。

○**椿委員長** 津谷委員から2点、DX化と体制面について御指摘いただいたと思います。御回答いただければと思います。

○**高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官** 御指摘いただきまして、大変ありがとうございます。

まず、デジタル化の問題でございますが、一つ、まず、先ほどの私どもからの説明にもありましたが、建築工事届、これは建築基準法で提出を求められているものでございまして、これにつきまして、どうしても紙の提出が多いのが現状であるということです。

○**津谷委員** 誰が届けるのですか、この建築工事届は。

○**高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官** 建築主でございまして。建築主が届けることになっております。

○**津谷委員** ということは、例えばある会社が本社ビルを建てようとして、ある建設会社を選んで、その会社が実際の工事を行う場合には、この建築会社が届けるのですか。

○**高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官** 建築主に提出義務がある。

○**津谷委員** 建築主が届けるのですか。では、その届出時点では、工事施工者を決めてなくてもよいのでしょうか。なぜお聞きするかというと、今回、調査の報告者が建築主から工事施工者に変更されたからです。より正確な情報が収集できるということからも、この

変更は良いことだと思いますが、そもそも何故この建築工事届に工事施工者の情報が記されていないのかについて、届ける人と実際に建築工事を行う人が違うからではないかと思いました。

○高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 建築主は提出義務がございますけれども、実態といたしまして、やはり施工者が代理して提出するケースが多いということがございます。多くの場合、施工者が提出することが多いと。試験調査を行いました結果、実際にかかった建築工事費がどれぐらいかといった情報は、建築主を対象に試験調査を行ったところがございますけれども、約3割が工事施工者に聞かなければ回答できないということがありまして、それで施工主を調査対象にするということで、今回の工事費調査の調査計画が定められているということがございます。

○樫委員長 建築工事届自体には施工者はきちんと記載されているということになっているわけだから、一応は……。

○高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 通常は記載されております。

○樫委員長 通常は記載されているから、先ほどのような調査が、DX化の問題はあるけど、実施可能であったということがございますね。

○高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 さようでございます。

○津谷委員 ということは、調査を実施するために、工事施工者、つまり実際に建築工事を行う施工者の情報を都道府県に問い合わせているわけですが、これは建築工事届には施行者が記載されていないからと理解をしてよろしいのでしょうか。

○高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 私どもに来るのは、建築物着工統計の調査票でございます。これには工事施工者の情報が書いていないということがございますので、抽出したものを基に、工事施工者が誰だったのかという情報を、建築工事届の写しを、抽出した建築物の建築工事届の提供をお願いしますということを都道府県にお願いし、頂いていると。

○津谷委員 分かりました。そうすると、この建築物着工統計調査のサンプル抽出の基になった全数調査に、工事施工者の情報が入っていれば相当に手間が省けるということでしょうか。前回の諮問審議の答申の結果、このような変更はなされているのでしょうか。これが今回の調査票の配布遅れの原因になっているように思ったものですから、しつこく繰り返してお聞きしました。時間を取り、申し訳ありません。

○高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 とんでもありません。繰り返しのようになってしまいますが、私どもの方には建築工事届の転記したものが来るので、我々の方には情報がないものですから、都道府県からいただいてやるというフローになっているところがございます。

○樫委員長 現状のフローはそういうものになっているということで、母集団の全数調査に、これはもちろん母集団の問題ですけれども、建築施工者の情報が入っていれば、また全く別のフローになったと考えられるところです。

○高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 委員長がおっしゃるとおりでございます。

○津谷委員 委員長が指摘されたとおりだと思います。母集団に施行者情報が入っていれば

ば、時間と手間が大きく節約できるのではないかと考えます。基幹統計調査を簡単に変更することはできないのはよく分かっていますが、やはりこれだけの大幅な遅れが出ることを今後繰り返さないためにも、できる限りシステムの効率化を図る必要があるのではないかと思います。マンパワーが十分でない中、そして時間がない中、大変努力していらっしゃることはよく分かっておりますが、対応をお考えいただければと思います。

それでは、2点目の今後のマンパワーのより長期的な体制について、お分かりになればお教えてください。

○高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。体制につきましては、将来的にどうするかということは今後の課題であろうと考えてございます。ただ、津谷委員がおっしゃいますマンパワーの問題、業務過多の問題、これにつきましては、さきの建設工事受注動態統計調査の検証委員会の報告書にも御指摘をいただいているところでございまして、現在、再発防止策としてどのようにするかを考えているところでございます。今回の建築工事費調査の遅れにつきましても、もちろんマネジメント上の課題があったことが一つ大きいところでございますけれども、やはり作業が遅れてしまったところは、先ほど来説明しております都道府県から情報をいただくところがなかなか大変であったと。ただ、これは初年度、立ち上げで大変だったところも一つございまして、今後、アウトソーシングをしながら制度を立ち上げてやっていくことをやりつつ、また、委員がおっしゃるマンパワーの問題につきましては、根本的な問題として考えていく必要があると考えてございます。

○樫委員長 どうもありがとうございます。

続きまして、樫委員から手が挙がっております。よろしく申し上げます。

○樫委員 樫でございます。この問題について、調査結果を計画どおりに公表するためにも早急に変更を認めるべきだろうと思います。そうしないと、ますます遅れるだけです。そういう前提の下でいくつか要望があるのですが、1点目は調査票の問題です。いろいろ工夫をいただいているのは分かるのですが、それでも物件と調査票がかい離してしまうリスクがかなり大きいのではないかと感じております。調査をしばらくやってみた後で結構ですので、どこかで、この調査票にちゃんと物件名の詳細な情報を入れるといったことも検討していただければと思います。

2点目は、調査の公表の期限についてです。この公表の期限に向けて全力を尽くしていらっしゃることは十分理解しておりますが、ただ、それでも、今回の調査票の問題もありますので、かなりの確率で無視できないぐらいのトラブルが起こるリスクがあるのではないかと。それでも期限に間に合わせようと無理をされて、関係者の方に非常に過重な負担がかかる心配もございます。無理をしたために十分な精度が実現できないことになっても困ります。遅れないように全力を尽くしていただくという前提の下に、いろいろなトラブルの結果として遅れてしまう可能性があることを我々も十分認識していることを答申の中で書けないでしょうか。できれば、もっと期限を後ろにしてしまうのが一番良いと思うのですが、それは実際的ではないと思いますし、期限を守らなくても良いということにはできないのは理解しております。委員長にお願いすることかもしれませんが、トラブルが起こ

ったときに、期限に間に合わせようとして無理をして、そこでまた新たなトラブルが起こる、そういうことがないようにするといったニュアンスの内容を答申に盛り込めないかということ、少し考えていただけないかと思います。

申し訳ありません、長くなりました。

○樫委員長 とんでもございません。樫委員、ありがとうございます。統計委員会としてきちんとしたこの9月までのフォロー、もちろんその後今回の問題をどう考えるかはありますけれど、そのフォローも含めて問題提起していただいたと考えます。どうもありがとうございます。これについて、国土交通省の方から何か御意見等あれば、よろしく願います。

○高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 先ほどの物件名が入っていないという点でございますけれども、オンライン回答ということでございますので、漏えいリスクといったことも考えて、物件名を入れていないということも一つあると承知しておりまして、ただ、御指摘の点につきましては、今後、検討課題として考える必要があるかと考えてございます。

○樫委員長 どうもありがとうございます。先ほどの樫委員の件に関しまして、統計委員会としてどのように対応するか、今後の課題としてどういうサポート体制を敷くかも含めて、後ほど少し議論させていただければと思います。

続きまして、清原委員から手が挙がっています。よろしく願います。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。私が質問したい項目は、川崎委員をはじめ、委員の皆様が御質問してくださいましたので、私は質問ではなくて、本諮問に関する意見と今後の調査について要望したい点を申し上げます。

まず、私がかねての統計委員会での審議に参画した経験から、建築工事費調査については大変に有意義な調査であると認識しています。是非ともリカバリーがなされ、今後は着実に調査が実施されますことを願っています。私は現在、公的統計品質向上のための特別検討チームの一員として検討している過程で、川崎委員がおっしゃいましたように、誤りは頭文字がHで始まる三つの言葉、すなわち「変化、初めて、久しぶり」のときに発生しやすいことを確認してきました。そこで、公的統計の品質確保及び品質向上については、「変更管理」が極めて重要と認識しています。

今回の国土交通省建築着工統計調査、建築工事費調査の計画の変更についてのケースにおいても、調査の変更により調査票の配布に大幅な遅延が発生してしまったことが端緒になって、その対応に関する調査票の提出期限の変更について諮問が行われることになりました。この現状は大変残念であると思いますが、とはいえ、総務省で整理していただきました資料1-1の7ページの6項目について、国土交通省から一定の回答がありました。そして、委員の皆様のお質問で、更に現状の課題の存在が明確化されましたし、それに対して国土交通省としても一定の対策が検討されていることを確認いたしました。

そこで、本調査における調査票の提出期限の変更については、統計の利活用に大きな支障が生じることを回避するために誠にやむを得ないことであり、その気持ちで承認して差し支えないと申し上げたいと思います。ただ、その上で、この事例を謙虚に反省していた

だくことを求めたいと思います。委員長が御指摘されたりカバー措置、回復措置の実施過程において、さらなる問題が発生しないように、総務省政策統括官室と適切に連携して、細心の注意を払って調査に臨んでいただきたいと心からお願いいたします。

そして、これまでの各委員の御意見と重なりますが、特に次の4点について要望させていただきたいと思います。その1点目は、調査対象者、工事施工者には、令和3年度分全という長期間の実態について集中的に回答が求められることから、通常よりも報告の負担の増加が懸念されます。そこで国土交通省では、調査への協力依頼やはがきによる督促等を丁寧に行うこととしています。しかし、それに加えて、随時の相談を受ける体制を整備していただき、丁寧な対応を徹底していただきたいと思います。

2点目に、本業務を確実に遂行できる体制や人員の確保については一定の努力をいただいているようですが、適切な作業やスケジュールに沿った進捗管理を行っていただきたいと思います。過労による誤りを防いでください。そして、委託事業者への指導を丁寧に実施してください。

3点目に、これらの過程を通して、今後のデジタル技術の活用による調査の正確性の確保と効率化を図る道筋が見えてくることを期待します。建築に関する調査の重要性を考慮するとき、正確さと頻繁な調査の実施への対応のために、例えば、中小規模の事業者においても建築工事届の電子化が進むことは不可欠です。建築関係の公的統計の品質向上に向けて、報告者である事業者の負担軽減、統計調査担当職員の負担軽減を含む統計調査の効率化に向けて、デジタル技術の更なる活用が必要であり、この部分でも、デジタル庁を充足させている国としての支援、総務省による伴走者としての支援をお願いしたいと思います。

4点目、今回はやむを得ない気持ちで承認したいと思いますが、原則、オンラインで実施される調査の円滑な実施については、さきに述べた調査対象者への負担増や国土交通省の職員体制等に一定の懸念がございます。樫委員もおっしゃいましたけれども、今後の調査実施状況に応じて、統計委員会に必要な報告と相談を行っていただくことをお願いしたいと思います。特に調査実施プロセスに関する記録の作成、保存に基づく報告を期待します。

以上、今回はやむを得ず承認をさせていただきますけれども、ピンチをチャンスに、国土交通省として体制の強化を、総務省と連携して、くれぐれもお願いいたします。

以上です。

○樫委員長 どうもありがとうございます。国土交通省の方で何か確認することがあれば、よろしく申し上げます。

○高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。先ほど、樫委員からもお話がございました。今、清原委員からも御指摘がございました。無理をして更にといいことにならないようにということでございますので、そういったことにならないように、我々としてもしっかりと作業を進めてまいりたいと思っておりますし、総務省、統計委員会への御報告という話もございましたが、そういった点につきましても適切にできるように努めてまいりたいと考えてございます。

○**樫委員長** そうですね。こういう異例な事態ですので、例えばこれから新しいリカバリーのプロセスが立ち上がったときにも、総務省の相談機能というものは是非利用していただいて、何かがあれば総務省側の専門家のサポートも受けられるように配慮いただく必要があるかなと私も感じますので、是非よろしく願いいたします。

引き続き、佐藤委員から手が挙がっています。佐藤委員、よろしく願いします。

○**佐藤委員** 樫委員がおっしゃったことに関連し、リカバリーに励んでいらっしゃるところで水を差すようですが、これから進めていくプロセスで、やはり9月は間に合わないなという見極めをするデッドライン、想定のようなものはしていらっしゃるのでしょうか。もし間に合わないとなった場合、公表期日の変更ということで統計委員会にも報告いただかなければいけなくなると思いますし、リカバリーが間に合わなかった時の見極めについてのプランのようなものを説明いただければと思います。お願いいたします。

○**樫委員長** これに関しても、ある種のリスク対応についてかと思いますが、よろしく願いします。

○**高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官** 御指摘ありがとうございます。まずは、とにかく間に合うように全力を尽くすということでございますが、今後、進捗の管理はきちんと行いまして、万一の場合にはもちろん御相談を申し上げるということで、今、具体的に、例えば何月がデッドラインとかということを持っているわけではございませんけれども、きちんと進捗管理をし、まずはとにかく間に合うように作業を進めていくことに全力を挙げていきたいと考えています。

○**樫委員長** 今回の進捗状況について、私ども統計委員会に適宜報告いただくということは、よろしいでしょうか。

○**高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官** はい。

○**樫委員長** それはかなり必要ではないかと思うのですが。我々も、先ほどありましたが、万一の場合には期日変更の決断をしなければならぬ場合もありますので、それが起こらないように全力を尽くしていただくつもりでございしますが。佐藤委員、いかがでしょう。私ももちろん、樫委員も含めて、皆様非常に危惧しているところではあると思うのですが。

○**佐藤委員** ただ、やはり統計委員会としては、リスク対応のことも念頭に置いて進めていただく必要があるのではないのかと思っています。

○**樫委員長** そうですね。逐次報告いただき、それから、非常に危なくなったときの相談は早急に行っていただくということによって、我々統計委員会や総務省がサポートすることもあるのではないかなと思うのです。

○**佐藤委員** 是非よろしく願いいたします。

○**樫委員長** ありがとうございます。

川崎委員、手が挙がっております。川崎委員、よろしく願いします。

○**川崎委員** 2回目の発言になりますが、3点ほど申し上げたいと思います。1点目は、先ほど佐藤委員のおっしゃったことに関連すること、2点目は当面の対応でもう少しお願いしておきたいこと、3点目は次回以降に向けた今後の対応で、整理して3点申し上げた

いと思います。

まず1点目の、佐藤委員や樫委員のおっしゃった、遅れのリスクへの対応は、私は本当に大事なことだと思います。これをどの程度、あまりきめ細かく統計委員会に報告していただくのも難しいかと思うのですが、一つの明らかな見極めのタイミングは、6月30日の回答期限であろうと思います。このときにしっかり回答が集まっていない。例えば、目標の回答率をどれぐらいにするのか、60%とか70%とかそれは分かりませんが、このときに集まっていなかったらやはり気を付けた方がいいと思うのです。ですから、先ほど国土交通省が、頑張りますから、そういう見極めのタイミングとか設けていませんとおっしゃったのは少し大雑把過ぎるので、少なくともこの回答期限、あるいは、その後の一、二週間ぐらいの間に回収率などを見て、その進捗を確認するのは最低限、節目としてやっていただかなければいけないことだろうと思います。そういう意味での進捗管理をしっかり行っていただきたいと思います。そういうことを逐一、総務省統計委員会に報告するのは手間かもしれませんが、そこはある程度信頼いたしますが、しかし、管理とは、要するにデッドラインでどの指標がどこまで到達しているかということですので、是非しっかりしたプロジェクト管理をお願いしたいのが1点目です。

2点目として、今回の対応に関しこれまで委員の皆様がいろいろおっしゃったことについて私は全て賛同いたしますが、もう少しだけ私なりの言葉でも補足させていただきます。まずは、やはり記録のしっかりした作成、保存ということであると思います。先ほど清原委員がこれについておっしゃいましたが、全く賛成です。今回はとにかく、言葉は悪いですが、やややつつけ仕事の格好で、何とかして間に合わせようという努力をされている。それはそれでやむを得ないのですが、やはりここがPDCAの次のサイクルのスタートになるとしますので、この記録は是非しっかり残して、後で分かるように次回以降のサイクルにつないでいただきたいということを、改めて強調して申し上げたいと思います。

それから、今回の対応でもう一つ是非お願いしたいのは、先ほど樫委員や松村委員もおっしゃっていましたが、一つの事業者が複数の建築物を回答するときどうしても紛れが起きやすいということです。私は、もしかしたら一つの事業所が一つの建築物を担当するときだって紛れは起きるおそれはあると思っています。どういう意味かといいますと、一つの小規模事業者であっても複数の建物を建てていることが大いにあるわけですし、そこにある紙が紛れ込んで、建築物の建築費用を出してくださいと言われたときに、その業者がこれまで建築したものの中のどれがそれに該当するのかをきちんと確認する必要があり、その上で回答するわけです。ですので、調査票の上に名称が書かれていないとか、何も手がかりがないのは非常な弱点であると思います。

ということで、今の調査票の設計、また、今の情報の整理で調査の段取りができていますので急に変えてくださいとは申し上げられないかもしれないのですが、もし今からでも間に合うことがあれば、建物の情報ができるだけ特定しやすいようにしてほしい、大規模事業者にも小規模事業者にも配慮していただきたいというのがお願いです。

その上で、大規模事業者については、特に松村委員の負担感の問題と非常に関係するのですが、先ほどの説明ですと、建物一つ一つについて、封筒に一つ一つ入れて、QRコー

ドの入ったものを配るので紛れないですとしています。それは逆に言えば、建物が50件、100件あると、一つ一つ作業をするときに、封筒から抜き出しては行っていく作業になるわけで、それだとさすがに作業ミスが起こりやすいと思います。ですので、例えばそういうものがあるのであれば、調査票に番号を振るとか、一覧表など、何か一覧性のある情報を付けるとか、補助情報を工夫していただくとよろしいかと思います。既に、作業済みの部分がありますので、その作業済みの部分について、もう一回遡って行ってくださいというのは無理だと思いますので、今ある情報の中で、是非そういう工夫をお願いしたいです。

以上が、今回の調査について私がお願いしたいことです。

それから、少し長くなりますが、今後の対応について2点ほど申し上げたいと思います。今後の対応についての1点目は、前回の令和2年の答申の際に挙げさせていただいております今後の課題についてです。課題の中では、例えば標本設計を変更したことについて、一度きちんとフォローしていただいたり、あるいは、調査方法の変更が結果に影響したかどうか、そういったことを分析してみてくださいとお願いしておりますが、これについて忘れずに対応をお願いしたいと思います。先ほど申し上げましたPDCAを回すのはまさにそういうことで、初めての調査ですので、その後の分析、そして今後の改善をお願いしたいです。

今後の課題への対応について1点だけ付け加えさせていただきますと、実はこれ、私だけではなく、恐らくほかの委員の方も何となく煮え切らない思い、疑問をお持ちではないかと思うポイントです。この調査は、年1回結果を公表しますが、月次で調査をしております。しかも、提出期限は翌々月の13日です。いろいろな考えがあると思いますし、今回はもうこの設計で走ってしまっているから、ここで急に変わってくださいとは申しませんが、回答者にとっても回答しやすい形が何なのかは、引き続き見ていただけたらと思っております。この点は、我々の答申の中にも少し盛り込めたらと思っております。ほかの委員の方にも御賛同いただければ、是非そういう方向もお願いできたらと思っております。

長くなりましたが、以上です。失礼します。

○樫委員長 どうもありがとうございます。非常に貴重な指摘かと思えます。国土交通省、例えば調査票に対する補助情報などの工夫、どういう工夫がミスを減らすか、我々が求める工夫については、問題なくこれからやっていただけますでしょうか。

○高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 どういった工夫ができるかということは、検討してまいりたいと思います。

○樫委員長 逆に、今回のような形で調査が実施できた場合、次回以降のいろいろな検証を踏まえて、調査方法、調査期日も含めて、方法の改善についても、今、川崎部会長からあったとおりにかと思うのですが、これもある程度検討していただくことを、我々としては課題として要求できればと思いますが、よろしいでしょうか。

○高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 はい。

○樫委員長 津谷委員から手が挙がっております。津谷委員、よろしく申し上げます。

○津谷委員 会議が長くなっておりますので、短く申し上げます。1点目ですが、今回の諮問について、一日も早くリカバリーをしていただくためにも、やむを得ないということで、

この変更をお認めしたいと思います。清原委員が指摘されたことに、ほぼ全て賛成でございます。

2点目は、先ほど川崎委員がおっしゃった最後の点についてです。毎月勤労統計調査に始まり、建設工事受注動態統計調査も、不適切対応が課題となった調査は全て月次調査です。毎月勤労統計調査のように、賃金や労働時間といった就業に関する事項の調査は月単位で実施する必要があると思いますが、建設工事関係については、月単位ではなく、例えば四半期単位といったように、もう少し長いスパンで調査を行うことも考えてみてはいかがでしょうか。もちろん急な変更はできませんが、これについて将来的に考えていただくことで、報告者にとっても、国土交通省にとっても、より精度の高い良質な統計情報を収集できるのではないかと、担当部署にとっても無理なく、報告者に過重な負担をかけることなく調査が実施できるのではないかと思います。これは意見です。

以上です。ありがとうございました。

○樫委員長 どうもありがとうございます。いかがでしょうか。ほかによろしいでしょうか。

それでは、いろいろ貴重な意見を頂戴したところですので、私の方で、取りまとめの作業をさせていただければと思います。これについてもまた、委員の皆様から何か補足、ここが抜けているというようなことを御指摘いただけたらと思います。

まず、建築着工統計調査の変更については、今、審議、議論いただきましたので、答申について、文書化ができていませんが、今の議論を踏まえすと、統計委員会の判断としては、これから申し上げるような内容になるのではないかと思います。

まず、今回は非常に異例の事態だと承知しておりまして、答申の冒頭に、やはり今回の諮問についての統計委員会の受け止めに記載すべきではないかと考えます。調査票の配布に大幅な遅延が発生している現状は、やはり極めて異例な事態である、それで遺憾であるということは示したいと思いき、国土交通省に対しては今後、このような事案の再発防止に向けて万全な取組を行うことを、まずは求めたい。これを明確に最初に申し上げたいと思います。通常の答申とは少し違うということでございます。

一方で、回復措置の実施過程において、更なる問題が発生しないように、清原委員がおっしゃいましたが、細心の注意を払うことはもちろんなのですが、それから、今後の調査実施状況において、統計委員会に対して必要な相談を適宜、川崎委員からかなり具体的なタイミングということも出ましたが、適宜行っていただくことが非常に重要である、そういうことをまず明示したいと思います。

その上で、調査計画の変更に関しては、おおむね次のような内容で整理できるのではないかと考えています。まず、遅れが生じている令和3年1月分から令和4年4月分の建築工事費調査について、特例として、調査票の提出期限を延長して令和4年6月末日とする変更について、これを承認することは差し支えないのではないかと思います。承認の理由を書かなければなりません、国土交通省は、調査への協力依頼や調査票に記入するための説明などを丁寧に行うこととしており、統計の利活用に支障が生じる、いわゆるリカバリーでございますが、これを回避するためには、あくまでやむを得ないというスタンスで臨めればと思います。

この際に、御指摘があった中で、調査回答のミス回避のための調査票の補助情報などの工夫を更に望みたいこと、これを課題と考えるか、ここに書くかは非常に微妙なものですが、今、委員の皆様方からいただいた意見にはそういうものがあったかと思えます。

それから、今回はそういうライン、おおむねそういう数字が気になるのではないかと思いますが、さらに、今回の大幅な調査の遅延が、旧補正調査から建築工事費調査への移行期に発生した、まさに変化のところで発生したことに鑑みまして、統計委員会としては、国土交通省から適当なタイミングで報告を受けることによって、引き続き建築工事費調査の実施状況について注視する必要があります。今後の課題として、これから9月までの課題と、これは白塚委員やほかの委員もおっしゃった、その後に向けた課題をきちんと挙げたいと思えます。また補足していただければと思えますが、現時点で5項目を考えています。

1点目は、やはり建築工事費調査の適正化という問題になるかと思えます。同様の事案が今後発生することがないように、業務を確実に遂行できる体制や人員を整備し、それを基に、白塚委員がおっしゃいましたが、メリハリのある適切な作業スケジュールの立案、進捗管理、外注管理などを行うことで速やかに再発防止策を検討して、調査の適正化を図っていただきたいと思えます。体制に関してはいろいろな委員がおっしゃっていましたが、相談の体制といったもの、元々私も統計委員会や総務省の相談体制もありましたが、今回の場合は、かなり負担のかかる被調査者、客体があることから、そういう方々の相談体制なども含めて整備していただくというものでございます。

2点目です。やはり今回、委員の皆様方はリスク対応という点でそれなりに心配しているわけです。もう万全に頑張ってくださいことを期待しているのですが、総務省の統計業務の相談機能や、あるいは専門家の知見を活用していただきたいということかと思えます。調査の実施や集計のプロセスにおいて、これまでも、あるいはこれからも生じ得る様々な技術的な課題や誤りなどの発生リスクに、適切に対処していただきたい。そのために、必要に応じて総務省の統計業務の相談機能を活用していただきたい。これを通じて、公表期日までに確実に結果を公表できるよう最大限努力を払っていただきたい。これも再三ありましたが、建築工事費調査の実施状況について、適切なタイミングで統計委員会に報告することを求めたいと考えています。川崎委員がおっしゃったように、報告が皆様方の負担になっては困るので、ある一定の、6月末というのはかなり大きなタイミングになると思うので、そこまでにベストを尽くした結果どうなるかについて、報告を求めたいと考えます。

3点目については、川崎委員、あるいは清原委員からも発言がありました。非常に大変だとは思いますが、今回の調査実施プロセスに関する記録の作成や保存は是非行っていただきたいと思えます。建築工事費調査は、まさに初めて行った変化点、変更点管理の問題があるわけです。令和3年分の調査が初めての実施であったということですので、標本設計とか調査方法とか、結果集計などの各々のプロセスにおいて、可能な限り具体的かつ正確な記録を作成、保存していただいて、今後のPDCAサイクルにおいて活用することを求められればと考えます。

4点目については、通常の諮問答申の課題に係ることで継続事項と考えることができますが、建築工事費調査の標本設計等の検証の実施です。前回の令和2年答申において、今後の課題として、標本設計の見直しや調査方法の変更による影響分析等について指摘されていることがございます。今回、まさにこのような状況になっていることに鑑みますと、今回の建築工事費調査の実施結果等を踏まえて、場合によっては、調査方法に当たる部分、あるいは、先ほどもありましたけど、本当に月次として集計するのが正しいかどうか、そういうことについて遅滞なく検証、検討することを求められればと思います。これはある意味で、通常の諮問答申にある今後の課題ですが、まさにこういう状況となったことによって、新たな検討が必要なのではないかと思うところです。

5点目については、津谷委員をはじめ多くの委員の方から御指摘があり、まさにこの次の調査に向けた課題だと思いますが、デジタル技術の活用による調査の効率化が必須ではないかと思えます。今回の審議において、やはり建築工事届の電子化が進んでいないことが、調査の遅延の発生の非常に大きな原因となっていたことが明らかになったと思えます。これはこの調査の問題なのか、母集団、センサス側の問題なのか分かりませんが、調査の効率化に向けて、やはりデジタル技術について検討することを是非求めたいと思えます。

以上、少し長くなりましたが、調査の人員も含めた適正化、相談機能や専門知識の活用、プロセスに関する記録を残すこと、今回の事態を受けた検証の実施、デジタル技術の活用、以上の5点を今後の課題として、統計委員会として指摘してはどうかと思えます。

答申全体として、今、私の方で申し上げたことを整理することになりますが、骨子としてはこんな形になるのではないかと、こういう内容にできるかと思えます。委員の皆様からは、先ほどからいろいろな意見をいただきましたが、特に課題について、もしこの際、こういう形で課題の部分を明確にしてほしいというような御意見等あれば、是非よろしくお願ひいたします。大丈夫でしょうか。

今回、とにかくリカバリーに全力を尽くしていただいて、その後いろいろな検討、反省を行っていただければと思いますが、よろしいでしょうか。特に御異議がなければ、今、私が申し上げた内容を文書化したものについて、委員会終了後、可及的速やかに委員の皆様にお送りしたいと思います。このような内容で原則よろしければ、この場で採択させていただき、細かな文言は委員長に御一任いただければと思います。このような進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**樫委員長** どうもありがとうございます。非常に異例の答申だと思いますが、改めて答申案についてお諮りいたします。

ただ今申し上げた内容を、建築着工統計調査の変更についての統計委員会の答申としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**樫委員長** どうもありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。長時間にわたる御審議、ありがとうございました。

それでは、次の議事に入らせていただきます。部会の審議状況についてです。国民経済

計算体系的整備部会での審議状況について、部会長の福田委員から御報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○福田委員 よろしく申し上げます。それでは、資料に基づいて御説明させていただきたいと思います。4月8日に行われた第31回国民経済計算体系的整備部会の審議状況等について御報告させていただきます。資料2を適宜御覧ください。なお、資料2のページ番号は、中央の下に46分の1といった形で表示しております。

まず、2ページを御覧ください。第31回部会では、第Ⅲ期基本計画・SNA関連項目の進捗状況等、「公的統計の国際比較可能性に関する調査研究（経済統計編）報告書」～SNA関連部分の概要～、3番目に、国内家計最終消費支出の統合比率に関する検討～供給側推計における品目細分化～、法人企業統計の一部早期化に係る検証の四つについて審議いたしました。以下では概要を御説明しますが、技術的な内容が多いことから、また時間の制約から詳細は割愛させていただきます。

まず、第Ⅲ期基本計画・SNA関連項目の進捗状況等についてです。3ページを御覧ください。こちらは、現行の第Ⅲ期基本計画別表のうち、SNA関連事項を抜き出したものでございます。これらの課題を実質面から、実施・検討予定、継続実施及び実施済みに分割し、それぞれ別紙1、別紙2のとおり整理しています。別紙1の次期基本計画へ引き継がれる可能性があるものを中心に事務局から説明してもらい、実施状況や課題について委員の皆様と認識を共有いたしました。

続いて8ページを御覧ください。『「公的統計の国際比較可能性に関する調査研究（経済統計編）報告書」～SNA関連部分の概要～』についてです。統計委員会担当室では、令和3年度の委託調査研究として、公的統計の国際比較可能性に関する調査研究を行いました。その中からSNAに係る部分を抜き出して、委託研究に御協力いただいた立教大学経済学部の櫻本審議協力者から御説明をいただきました。

報告書の柱は2本あります。9ページ以降を御覧ください。一つは、OECD.Statにおける制度部門別生産勘定の掲載状況について資料に表が掲載されておりますが、本委託研究によると、日本では未整備のため、アメリカやカナダと同様に非掲載の部分があるということでした。

二つ目は、12ページ以降となりますが、供給・使用表（SUT体系）を利用して、デジタルを活用する経済の動向を把握するというものです。15ページ上段のようなデジタル産業の規模等について御説明がありました。こうした取組については、日本は世界的に見ても最先端であるという御報告を受けました。

委員からは、デジタルSUTについて、調査対象拡充の方向性や利活用に関する御質問がありました。また、経済センサス-活動調査における電子商取引に係る調査項目の廃止を踏まえると、他の一次統計において本取組に必要なデータを包括的に捕捉する必要があると考えられるため、次期基本計画に係る審議において取り上げてほしいとの御要望も頂戴いたしました。

続いて、国内家計消費比率の統合比率に関する検討、供給側推計における品目細分化についてです。21ページ下段を御覧ください。内閣府からは、四半期別GDP速報における

家計最終消費支出の推計精度向上に向けた供給側推計の品目細分化について報告がありました。品目細分化とは、速報段階において、財貨・サービスの出荷から消費といった計数について、より細かい品目ごとに推計することで精度向上を目指す取組です。今後の方針案として、1ポツ目にありますとおり、いくつかの品目については、本年度の年次推計での実装に向けて、供給側推計の細分化を実施するとの説明がありました。委員からは、品目細分化については賛成である。ただその一方で、細分化を行う場合とそうでない場合の精度比較について、複数年分を検証する必要があるとの指摘がありました。部会では、内閣府の報告内容を適当とした上で、委員からの御意見への対応を要望いたしました。

最後は、法人企業統計の一部早期化に係る検討についてです。30ページ下段を御覧ください。財務省からは、法人企業統計調査附帯調査は、1次QEに合わせる現状の日程の下では回収率の向上は期待できず、低い回収率の下では統計の精度が十分に確保できているとは言えないとの御説明がありました。

次に、40ページ下段を御覧ください。内閣府からは、附帯調査を踏まえた検討結果として、民間設備投資においては、附帯調査同士の前期比の伸び率を利用することで1次QEの精度が幾分なりとも改善する可能性が示されましたが、確定的な判断には、なおデータの蓄積を持つ必要があるということ、それから在庫変動に関しては、附帯調査を用いる方が1次QEの精度が改善するとの報告がありました。

また、内閣府の報告に引き続いて、45ページ下段を御覧ください。山澤臨時委員からは、回帰分析の利用など三つの代替案を御提案いただきました。委員からは、仮に費用対効果に鑑みて附帯調査を断念するというのであれば、その場合には、法人企業景気予測調査を再構築するなどした上での活用など、代替案も含めて検討してほしいという要望がありました。

これは非常に難しい問題で、統計の精度を高めることと、調査を受ける側の負担というトレードオフの問題を考えた非常に難しい問題だということで、今回の部会では結論を出すことはできませんでした。部会長である私と財務省、内閣府、事務局とも相談しながら論点を整理した上で、次回以降の部会において改めて提示することになりました。

以上でございます。

○**樫委員長** 御説明ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明につきまして何か御質問等あれば、よろしく願いいたします。特にございませんか。

川崎委員から手が挙がっております。川崎委員、よろしく申し上げます。

○**川崎委員** 御報告ありがとうございます。私もこの部会のメンバーですので、私自身がこの議論の中で、すごく引っかかっていることが1点あることを念のため申し上げて、一応、情報共有、意識の共有ということで申し上げたいと思います。これは今、福田部会長から御紹介があったとおりの内容なんですけど、特に私が引っかかっておりましたのは、先ほどの最後の方でおっしゃった法人企業統計の附帯調査で、やはり負担感と統計の速報性、また精度向上のトレードオフ、この問題をどう考えたらいいかというのが大変悩ましい問題だなと思います。

特に資料の30ページの方に、財務省としては、この問題についてどうするか判断を求め

たいというふうに、かなり迫っておられる。また、同じく28ページのところには、業界団体からの現行スケジュールで提出困難という意見が大分出ていることがあって、統計の精度向上、速報性の向上、これは統計委員会としても是非進めたいところであるんですが、大変悩ましいところだなと思いますので、これは先ほどのお話のように、福田部会長の方で引き取って、今後調整いただけるということのようですが、委員会全体としても、この行く末をよく見ておく必要があるかなと思いましたので、その辺りを一応、懸念として申し上げておきたいと思います。

以上です。

○**樫委員長** 川崎委員、どうもありがとうございます。恐らく松村委員も関連するようなこと、よろしくをお願いします。

○**松村委員** ありがとうございます。まさに今、川崎委員がおっしゃったことについて私も発言させていただこうと思っていたところでした。川崎委員が御指摘いただいたように、28ページのところを見ますと、各業界からも、大体四半期決算対応とこの附帯調査の対応が重なる、もしくは附帯調査と次の本調査との間隔が短いので、時間的制約から難しいという意見が財務省の資料から出ているところです。実は私が部会長を務めさせていただいている経団連の統計部会でも同じようなアンケートを取ったことがありまして、当たり前ですが同様な意見が出ておりました。統計精度向上とそれにかかる労力を天秤にかけ、このトレードオフをどう考えるのかというところは、一つの重要なポイントかと、今日の報告を聞いていて思ったところではあります。統計精度が非常に大きく向上して、いろいろな意味で資するところが大きいというならば、附帯調査を続ける意味もあるのかもしれませんが、今日の御報告だと、なかなか微妙な感じを受けました。引き続きこうした課題意識を持って、御検討いただくと有り難いかと思いました。

以上です。

○**樫委員長** どうもありがとうございます。この点、福田委員、何か……。

○**福田委員** 皆さんの御指摘のとおりだと思います。他方で、負担感と統計精度のバランスをどう考えるかということで、もう一つ、日本のGDPの1次QEの問題、これは速報値とはいえ、実は世の中で一番関心のあるデータでもあります。本来は年次推計が本当の確報値で、それまでは一応仮の数字という建て付けにはなっているんですけども、世の中の的には、やっぱり一番最初に出るGDPの1次速報値というのに非常に注目が集まります。かつ現状では、その1次速報値が2次速報値に変わったときに、やはり多くの場合、大きな改定が伴っていて、かつ、その改定幅は日本がほかの国よりもどうも大きいのではないかという指摘は一方ではあります。それをどう解決するかという重要な課題であると思います。

他方では、川崎委員や松村委員がおっしゃったように、調査される負担感は全く考えずに、それを改善すればいいかというところではないというのはおっしゃるとおりです。そのバランスをどう考えて、1次QEが持っている問題を、調査対象者の負担ができるだけ少ない形でどう解決できるのかということ、これはもう非常に難しい問題で、なかなかすぐ解決できるかどうか自信はございませんけれども、皆さんの御意見も踏まえて、今後も

検討させていただきたいと思います。

○樫委員長 どうもありがとうございます。それでは、私の方で、やはり一言コメントさせていただきます。まず、第Ⅲ期基本計画の達成状況と総務省の委託研究に関して、国民経済計算関連部分というものを紹介し、部会構成員による理解の共有を図ったという御報告を受けました。是非そうした知見を、今後の次期基本計画審議に生かしていただければと思います。活発な議論をいただければと思うところです。

続いて、国内家計最終消費支出の推計における品目細分化のことが御紹介ありました。より細かい品目ごとに推計することで、QEの精度向上を目指すという内容でした。言うまでもなく、先ほどからありますように、QEは非常に注目度の高いものですので、実装に向けて着実に準備を進めていただければと思います。

最後に、法人企業統計の一部早期化に係る検証ということでした。この課題に限りませんが、多くの委員の方に、今議論していただきましたけれども、期待される効果と報告者負担の問題は非常に悩ましい問題だということは事実でございます。唯一の正解があるわけでもないと思いますし、また代替案のようなものも視野に入れているということなので、これ、非常に難しい問題ですけど、引き続き慎重に、また多角的に御検討いただくことをお願いしたいと思います。福田部会長をはじめ、国民経済計算体系的整備部会に所属の委員の皆様、部会での審議、どうもありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

それでは、次の議事に入らせていただきます。公的統計品質向上のための特別検討チームの審議状況でございます。特別検討チームの座長の川崎委員から御報告をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○川崎委員 川崎です。よろしくお願いいたします。それでは、これから公的統計品質向上のための特別検討チームの審議状況について御報告させていただきます。資料は、資料3-1と3-2を使用いたします。

この特別検討チームは、これまで4回の会合を行ってまいりました。前回の3月の統計委員会におきまして第3回までの審議結果を報告しておりますので、本日は4月14日に開催されました第4回の会合の審議状況を御報告いたします。この第4回の会合では、二つの議題が主な論点でありました。一つは、前回の統計委員会で委員の皆様からいただいた御意見を踏まえて、第3回会合までに特別検討チームが検討してきた課題や対策等の漏れがないかを確認するというところで、その中で特に統計委員会タスクフォース、これは本年1月に総務省の活動についてのタスクフォースが開催され、その報告が出ましたが、その精査結果の報告書と国土交通省の検証委員会の報告書、ここで提言された対策のフォローアップ、それが一つの大きなテーマでした。2番目が、点検・確認事項の柱立てということで、今後行います全府省の基幹統計についての点検・確認の項目について審議したということで、この2点について御報告をさせていただきたいと思います。

まず、資料3-1の1点目から御報告させていただきたいと思います。画面共有をしていただいた方がよろしいかと思いますが、もちろん委員の皆様には、お手元の資料も御覧いただけたらと思います。資料3-1ですが、これは本年1月に、統計委員会の対応精査

タスクフォースが取りまとめた報告書において提案されております、求められる今後の対応という内容について、総務省の政策統括官室から現在の対応状況について御報告いただいた資料であります。

この説明は、前回の統計委員会において、津谷委員から対応精査タスクフォースの報告以降、総務省においてどんな取組が行われているかフォローアップをしてほしいという御意見をいただいたことを踏まえて、総務省で作成されたということです。これは非常に重要な点ですので、今回の会合の審議の対象としたということです。

なお、津谷委員からはもう1点、総務省統計委員会タスクフォース報告書と国土交通省の検証委員会の報告書、この二つの報告書を比較して、新しい課題も含めて、特に統計委員会として対応すべき事項が抜けていないか確認してほしいという御意見もいただきましたが、これについてはその次の会合で審議することとしておりますので、もうしばらくお待ちいただけたらと思います。

まず、資料3-1のスライドの2ページ目でございますが、ここには統計委員会のタスクフォース報告書の結論部分に当たります、求められる今後の対応ということで、この中に早期に具体化すべき取組と中長期的な課題としての今後の検討課題という二つのことが書かれております。この資料では、取りあえず急いで対応していただきたいということで、早期に具体化すべき取組についての対応状況が記載されているということになります。

この内容について概要をざっくり申し上げますと、まず1点目につきましては、対応ルールに基づく具体的な取組です。スライド番号の2を御覧いただければと思います。今、画面に表示されておられませんのでお手元で御覧いただけているであろうという前提で申し上げますが、この中で、①のところに、『対応ルール』に基づく確な対応の徹底に向けた支援」というのがありますが、この中で、報告書では統計の誤りのおそれを発見したときには、各府省に対してその問題に対する詳細な情報提供を求めるとともに、この誤り発生時における対応ルールに沿った対応を促し、ルールの確実な履行に向けて助言、支援を強化すべきといった指摘が行われております。これにつきましては、政策統括官室の方では、誤り等の情報に接した場合の政策統括官室内の処理方法を定めて、当面の間、直ちに政策統括官と関係者まで情報を共有するという、そして、誤り情報等に接した場合において、各府省に対して誤り対応ルールを周知するという取組を既に実施しているという御報告でした。また、今後も各府省において誤り対応ルールに沿った対応の周知を行うという御報告がありました。このことが3ページ目の①の欄に書かれております。

②ですが、これは「各府省の統計担当部局との総合的連絡窓口の設定」についてということですが、今回の国土交通省の事案では、各府省が総務省の政策統括官室のどこに相談したらいいのか分からないといった状況が見られたという問題がありました。こうした状況を踏まえまして、本年の2月から総務省の政策統括官室内に総合的連絡窓口の設置、運用というものを開始しているということです。また今後、この運用を行いつつ、各府省からの意見等も踏まえ、実際に不具合がないか、改善すべき点がないかなど、より適切な総合的連絡窓口の在り方に向けて、体制の改善運用を検討していくという御報告がありました。

3点目ですけれども、「個別統計に関する情報の集約・管理・活用」ということですが、これについては、先ほどの総合的窓口をよりの確に運用していくために、あらかじめ各府省の統計調査について情報を把握していくことが効果的であると考えられます。そこで、オンライン回収率ですとか、いろいろな調査の実施状況に関する情報、これを統括官室内で把握している情報を整理して、統計法施行状況報告などを活用した個別統計に関する情報の収集を通じて、また、そういった情報の収集を通じて情報を整理していこうということです。そして、それを踏まえて、この取組を進めた上で、統計業務上のリスク事象に対する情報をどう集約していくか、それをまたどのようにスムーズに共有、活用していくかということを引き続き検討していくという御報告がありました。

4点目の「誤りのおそれが潜んでいる可能性を前提とした業務マニュアルの整備・改善」ですが、また5点目が「研修の充実」ですが、これはここに書いてあるとおりですので、特に補足することはありませんということで、この内容が現在の取組状況であるということでした。

続きまして、少し飛びますけれども、5ページ目、6ページ目のところを御覧いただけたらと思います。ここでは、報告書の中の今後の検討課題、つまり、少し中長期の課題ということで、当面の課題より先のところをにらんだ課題を記載したものであります。これらの実行につきましては、第2回の特別検討チームの会合でこれまでの対応状況を報告していただくとともに、今後の特別検討チームの議論を踏まえながら、対応に着手しているものについてはさらなる充実を検討し、また、未着手のものについては早期に着手することを検討するという報告がありました。これは少し先の課題でもありますので、ざっくり申せばそのようなことですが、それぞれこのようなことを視野に入れて、これから取り組んでいくという方向だということでした。

ということで、以上の報告を受けまして、特別検討チームとしましては、報告書で提言された取組については着実に進められていると評価しておりまして、今後、今回の取組については、この報告書の中の求められる対応、これに沿った迅速かつ適切な対応が取られていること、また、求められる今後の対応については、現在、特別検討チームで検討している対応案にも漏れなく含まれていることが確認できたと結論を整理しております。これが、総務省のタスクフォースの報告書に対する評価、フォローアップです。

続きまして、国土交通省の検証委員会の報告書についてのフォローアップに移りますが、こちらは特に資料がありませんけれども、これについては国土交通省から、国土交通省の体制についての御説明がありました。国土交通省では現在、遡及改定検討会議と、もう一つ、再発防止検証タスクフォースという二つの体制で検討が進められているということで、これについては、5月の中旬に向けて一定の結論が得られるように検討を進めているという御報告でした。ということで、今の段階で詳細な検討を報告するのは難しいということで、国土交通省に対しましては、5月に速やかに特別検討チームに報告をしていただくようお願いし、国土交通省もそれで了解をされました。ということで、こちらについては現段階ではフォローアップができておりません。

以上が、1番目のフォローアップの関係です。

次に2番目の点に進みますが、これは点検・確認項目についてということです。これは資料の3-2になりますが、こちらについて御報告をさせていただきたいと思えます。これは、樁委員長から特別検討チームの設置要綱において、全府省の基幹統計調査の集計プロセスにおける重大リスク事象に対する点検、また、これまでの事象の原因分析に基づく重点点検をする必要があると明記していただいております。このようなことですか、また、これまでの特別検討チームでの数度にわたる議論を踏まえまして、点検・確認していく項目の視点、また、その柱立てを整理したのがこのメモであります。

ここではまず、骨子を検討した上で、その上で具体的な検討事項を詰めていくこととしておりますが、まず、非常に抽象的なレベルかもしれませんが、大まかなことが挙げてありまして、それを基に議論しているということです。この「方向性」と書いたメモですけれども、これにつきまして御意見をいただいたところですが、大きな内容としましては四つの項目から成っております、遅延調査票の取扱い、調査・集計プロセスのドキュメントの整備状況、調査・集計プロセスの変更における変更内容の管理、あるいは変更に当たっての検討・レビュー体制、あるいは誤り発生時の対応ということで、この4点があるわけですね。ということで、そういう中身のものを検討していったら、これを実際の調査票に落とし込んでいって、各府省に実際の調査票として照会をしていこうということにしております。

このような内容ではありますけれども、もう少しだけ申し上げますと、特に、この中でいろいろ出た御意見の中でいくつか主立ったことを申し上げますと、例えば1点目のところ、遅延調査票の取扱いというのがありますが、これにつきましては、内容としては、今回の事案の直接的な発生原因となったのが、合算の状況あるいは二重計上というようなことがあるので、このようなことを特に注目して調査する必要がある。また併せて、遅延調査票の発生状況を確認することで問題発生リスクまで確認するということですが、これにつきまして、特に対象として、月次調査、四半期調査を基本的には対象とすると、その基幹統計調査を対象とするということですが、これらに焦点を当てるのであれば、何で月次、四半期だけにするのかということも考えなければいけない、また、年次調査まで範囲を広げてもよいのではないかというような御意見もありました。

これにつきましては、その場で深い議論をしたわけではないのですが、やはり年次調査、あるいは、例えば5年周期の調査ですと、遅延調査票がその翌年とか次回の調査に計上されるといった二重計上のリスクがほとんどない、まずないと考えてもいいでしょうから、そういう意味で、月次、四半期のところが特にこのような問題が起こりやすいということで、そういうことで、この問題を中心に遅延調査票は、特に月次、四半期に上げていこうかということでもあります。

2番目のドキュメント整備については、既に特別検討チームの方で、品質管理で標準と言われるマニュアル、ドキュメントといったものが重要であるということで認識が一致しております。そういうことで、マネジメント面、ガバナンス面のリスクの一つとして、ドキュメント、マニュアルがきちんと整備できているか、そうでない場合はリスクが大きいということで、これが大事であるという認識であります。

3点目としまして、調査プロセスの変更の際の変更内容の管理、変更に当たっての検討・

レビュー体制ということですが、これはその前の毎月勤労統計の事案、そして今回の国土交通省の事案については、このようなプロセスの変更があった場合に、変更がなかった他のプロセスへの影響ですとか、そういったものの調整が適切に行われなかったということで、そういう他の部分への影響を見るということで重要であろうという認識であります。

それから、先ほど来もお話が出ておりますが、いわゆる3H、変更、初めて、久しぶりというところで誤りが発生しやすいということで、このようなところを重点的に、重大リスクにつながるということで、きちんと点検が必要であるという認識であります。

最後の4点目ですが、誤り発生時の対応ということですが、これは先ほど来申し上げているとおり、誤り発生時の対応が、特に国土交通省の問題では不備があったということですが、これをきちんと徹底させるということです。これにつきましては、御意見といたしまして、特に各省からヒヤリハット事例と申しますか、問題になる以前ですが、ヒヤリとしたりハットしたりするような事例について、あるいは、まだ報告されていないような誤りの事例、このようなものを報告してもらうことが大事ではないかと、このようなことで、今後の改善に役立てることができるのではないかと思うので、そういう観点も含めて報告を求めてみてはどうかという御意見がありました。

これは今、調査票をこれから作っていくという観点で、今、四つの点に注目して申し上げましたけれども、全体としても御意見をいただいております。おおよそ四、五点ありますが、1点目は、今回の点検・確認は公的統計の品質向上のため、また、重大リスク事案の発生の防止のために行うものであるという、このような趣旨を十分周知徹底して調査をしていく必要があるのではないかと、各府省が今回の点検・確認を通じて気づいた点を率直に報告していただくようにする、そういうことを徹底していくことが大事ではないかということで、この辺りは趣旨を明確にするということで、実際に調査をしていく上では工夫していきたいと思っております。

2点目は、点検・確認に当たっては各府省に、こういう点が特に統計の作成に大事で必要であるということの気づきを与えるような調査の内容にしていく必要があるのではないかと、単に点検・確認、聞いていくというだけではなくて、教育的と申しますか、そういう気づきを与えられるような点検になるといいのではないかと御意見がありました。

3点目として、これを取りまとめる上で、府省間で対応状況が比較できるような形にする必要があるだろうということで、ある程度回答肢がはっきりするような、比較しやすいような設問を立てていって点検していく必要があるという御意見がありました。

4点目ですが、これも各府省に対して、先ほどの話とも少し重なるのですが、ヒヤリハット事案がどれぐらいあったか、どういうことだったか、どう対処したかということを書いていただいて、そういうベストプラクティスのようなものがあれば、それを共有する契機にしていくことが必要ではないかということで、これを単なる点検に終わらせずに改善につなげていくことが必要だろうという御意見でした。

最後、5点目ですが、点検・確認の実施によって、各府省に過重な負担とならないようにも配慮する必要があると、そういう上で効果的かつ効率的な点検をやっていく必要がある

ることが御意見としてありました。このような点検の基本的な考え方を明確にしながら、それを各府省に的確に伝えていくことが必要であるというのが総じての御意見であったということです。このような御意見を踏まえまして、私からは、今回示された点検・確認事項の視点として、このような方向性、柱立てをベースとして、これまでの御意見を踏まえて、具体化した点検・確認事項を更に事務局で整理していただくようお願いしております。このようなことを踏まえまして、特別検討チームの会議の整理結果を踏まえて、更に審議をしていく予定であります。

第4回会合の審議結果についての報告は以上です。

○**樫委員長** どうもありがとうございました。若干定刻を過ぎておりますけれども、是非この点に関して御質問等あれば、よろしく願います。

最初に、前回、津谷委員から御指摘いただいた総務省タスクフォースに対するいろいろな問題も含めて議論いただいておりますけれども、津谷委員、いかがでしょうか。

○**津谷委員** ありがとうございます。川崎委員の御報告、御説明を伺って、大変心強く思いました。感謝を申し上げたいと思います。中でも総務省の対応精査タスクフォース報告書で指摘された早期に具体化すべき取組については、迅速かつ着実に取組が進められていると感じました。意を強くいたしました。高く評価したいと思います。

また、今後の検討課題についても、取組が開始されていることを理解いたしました。国土交通省の検証委員会の報告書については、現在タスクフォースと検討会議で作業が進められていますが、その報告書が5月中旬を目途に出されるということで、それが出た段階で対応されるということ、承知いたしました。その時点で確認とフォローアップされるということです。二つの報告書の比較も含めて、その結果を期待してお待ちしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○**樫委員長** 津谷委員、どうもありがとうございました。ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

白塚委員、よろしくお願いいたします。

○**白塚委員** 短く一言だけ。川崎委員ほか、お疲れさまです。聞いていて思ったのですが、やはりいろいろな変更のときにリスクがあるというのはそのとおりだと思います。そして、それをうまくコントロールするのは大事なんですけども、ただそれが逆の意味で、前例踏襲的なやり方を助長しないように、そここのところのバランスが、お話を伺って大事かなと思いました。やはり世の中が変わっていくのに合わせて、統計の見直しは適宜進めていかなくてはいけないわけなので、そこについてどういうふうにバランスを取っていくのかという視点を、皆が共通の認識を持って、統計を作る上で取り組んでいただけるといいかなという感想を持ちました。

以上です。

○**樫委員長** どうもありがとうございます。本当そのとおりだと思います。川崎委員、何かコメントがあれば。

○**川崎委員** 御指摘ありがとうございます。まさにそのとおりだと思います。まず、今の変化、3Hをチェックするというのはミニマムのところで、むしろPDCAをきちんと回

しながら、その中で問題を抽出して、また更に改善する。更には、統計を取り巻く全体の環境変化を見て改善を進めるというのは本当に忘れてはいけない視点なので、エラー対応だけではなくて、そういう本質的なところもこの中の視野に入れていくことが必要だろうと思います。ありがとうございました。

○樫委員長 どうもありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントさせていただきたいと思います。今回、後段の方にありましたように、点検・確認の柱立てというものが示されています。その内容、最初に設置要領で示しましたが、リスクベースの重点的な点検をお願いして、これに沿ったものであると評価いたします。今後、実施を目指す点検・確認については、現時点の問題の把握、修正のみならず、将来的な誤り事案の発生につながるリスクを把握するとともに、再発防止策、未然防止策の実効性を高める観点から行われるものとなるよう、特別検討チームにおいては引き続き丁寧な議論をお願いします。また、前回の統計委員会の場で津谷委員から要請のあった報告書のフォローアップ及び両報告書の比較による精査につきましても、引き続き御対応をよろしくをお願いします。いずれにせよ、白塚委員からもありましたように、変化と改善は裏腹のものですから、統計自体の改善という活動をきちんとやるためにも、変化点管理というものがあるのだと認識しました。改善は、やるべきことはPDCAを回すということだと思います。どうもありがとうございます。引き続きよろしくお願いたします。

それでは、時間が過ぎて恐縮ですけど、次の議事に移ります。内閣府では、教育の質の変化を反映した価格の把握手法に関する研究成果を公表したとのことです。本日の委員会ではその提供を受けております。資料4-1ないし4-2となります。研究内容そのものにつきましては、既に個別に御紹介いただいて、また御意見も頂戴しているところです。今回、恐縮ですけど、時間の制約もありますので、ここでの説明は割愛したいと思います。資料4-1あるいは4-2の内容につきまして、委員の皆様方から御意見などあれば、よろしくお願いたします。

特に意見がないようですので、私からコメントさせていただきます。教育の質の変化を反映した価格の把握は社会的にも非常に関心が高く、一方で大変難易度の高い課題と考えております。今回の研究成果に関しても、教育の価格という難題について、ある意味で一歩が踏み出されたものと位置付けられると思います。したがって、次期の基本計画においても、教育の価格に関する課題をどのように取り上げたらいいのかということについて、今後しっかりと審議していきたいと考えます。これ、非常に息の長い取組になると思いますけれども、内閣府にはよろしく御協力お願い申し上げます。よろしいでしょうか。何かコメントがあればよろしくお願いたします。

○板倉内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 樫委員長、どうもありがとうございました。委員会資料にも記載しましたとおり、当研究所におきましては、中長期的なテーマとしまして、教育の質の変化の計測と学力向上の要因分析に向け、文部科学省とも連携の上、取り組んでまいりたいと考えてございます。どうぞよろしくお願いたします。

○**椿委員長** 引き続きよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

それでは、本日用意いたしました議題は以上でございます。それでは、次回の委員会の日程につきまして、事務局から連絡をよろしくお願ひいたします。

○**萩野総務省統計委員会担当室長** 次回の委員会については調整中です。日時、場所につきましては別途連絡いたします。

以上です。

○**椿委員長** それでは、本日、長時間になりましたけれども、以上をもちまして第176回統計委員会・第24回企画部会を終了したいと思います。本日はどうもありがとうございます。